

宝永正徳期の幕薩琉球関係

木 土 博 成

はじめに

本稿はこれまで幕府―薩摩藩―琉球関係の画期とされてきた一八世紀初頭の宝永正徳期を対象に、その画期の内実を問い直そうとするものである。近世琉球は慶長一四年（二六〇九）の島津の琉球入りを起点とする。その後、寛永期に二段階を経て琉球の地位が確定した。^①すなわち、寛永一一年（二六三四）には將軍・徳川家光が薩摩藩主・島津家久に宛てた領知判物に「薩摩・大隅両国并日向国諸県郡都合六拾万五千石余・此外琉球国拾貳万三千七百石事」として「此外」の形式で琉球高が明記され、琉球が島津氏の属国であるという形式（附庸）が將軍との関係の中で確定を見た。ついで寛永二十一年には琉球使節（賀慶使・恩謝使）が

成立し、朝鮮と同範疇の「異国」の面が確定した。幕府が琉球にキリシタンから日本を守る防波堤としての役割を期待したのも、寛永一〇年代の特徴である。^②

一六四〇～八〇年代の明清交替期には、琉球は幕薩の認可のもと、明から清に乗り換え、薩琉は清に対し日琉関係を隠蔽する行動をとっていく。^③一方で幕府は「附庸」の原理に基づき、琉球船を襲撃した鄭氏船に対し寛文一二年（二六七二）に長崎で賠償を命じるなど、琉球への救済措置をとるとともに、延宝四年（二六七六）には琉球から三藩の乱勢力に硫黄を供出することを特別に許可するなど、琉球の「異国」の面に配慮した判断も行っている。^{④⑤}つづく貞享四年（二六八七）に、琉球から大陸に持ち渡る渡唐銀に制限を加えた。^⑥

このような前史を経て、研究史上、紙屋敦之が以下の点

に画期を見た宝永正徳期が訪れる。^①

①宝永元年(一七〇四)、徳川家宣(当時は綱豊)が將軍・徳川綱吉の養子に入った際、薩摩藩側から琉球使節の派遣を提案したところ、幕府はこれを無用と判断した。

②宝永六年に家宣が將軍を襲職した際、当初、幕府は再び琉球使節を無用としたが、東アジア世界における日本の立ち位置を強調する薩摩藩側の説得により派遣を受け入れ、しかもこれを厚遇した。

③幕府が宝永期に二度も琉球使節を無用と判断した背景には、貞享期の渡唐銀制限や宝永五年以降の琉球高への賦課など、琉球を幕藩制国家に組み込む政策が進捗し、琉球を領有しているという意識が幕府側で強まっていたことがある。

④宝永七年の琉球使節を経て、使節引率による島津氏官位昇進の慣例の成立、新井白石の意向を受けた中山王復号(正徳二年(一七一一))、幕府による渡唐銀の元禄銀並み品位への吹き替え許可(正徳三年)、白石による琉球国王―老中間の書札礼変更(正徳四年)、使節を名目とする拝借金許可(一八世紀末以降)、といった幕薩琉関係の新局面が訪れる。

⑤この間、琉清関係の維持のため、日琉関係を清に隠蔽する動きが進む。

紙屋説は幕藩制国家論の影響からか、琉球の幕藩制国家への組み込みという位置づけ変更を読み込む点に特徴がある。しかし傍線部の、琉球使節を二度も幕府が無用としたとする解釈②③は史料上の再検討が必要で、したがって③の背景説明も直ちには受け入れられない。加えて③については「琉球口の貿易高の制限は、長崎における金銀流出の制限という幕府の経済政策の貫徹のためであって、必ずしも琉球の領有意識とは関係ない」とする山本博文の妥当な批判がある^⑤。また、薩摩藩が望んだことと幕府の認識を同一視してよいかという問題もあり、④のごとく新井白石の意向を過大評価する嫌いもある。琉球使節の成立自体、薩摩藩側の意向による側面が大きいことを思えば、宝永期についても薩摩藩側の立場にいまいちど即して理解する必要がある。

紙屋説は主として一九七〇・八〇年代の研究動向を受けた議論であったが、それを見直すにあたって、近年の二つの研究動向を補助線として用いることができる。第一には、琉球の主体性・自律性を強調する琉球史の成果である。豊見山和行は琉球の政治的主体性が一七世紀中期以降に回復するとし、天和元年(二六八一)の清による海禁政策の緩和(展海令)を梃子に、琉球は薩摩藩に事後通知して、幕藩制国家の長崎送還体制から離脱した点を実例としてあ

げる¹⁰。主体性回復の背景には対清関係があったのである。

その清が台頭する時期、琉球に辮髪などが強要された場合であっても許容するように幕府が判断を下したことから、「少なくとも一六五五年以降、幕府は琉球における清の支配秩序の優位性」を承認したとする渡辺美季の指摘は重要である。この件をめぐる老中・松平信綱が薩摩藩に、「冠船参候者琉球王位即位ことに参候哉、又唐之代替之時分之儀二候哉¹¹」と尋ねている点は、老中が冠船（＝皇帝から琉球国王への冊封使）に対し知識を持ち合わせておらず、冊封全般について正確に理解していなかったことを示唆する。それでも「中国との関係の維持なくして琉球の存立があり得ない」という点で幕府・島津氏は共通の認識¹²を持っており、幕府のこのような認識は薩摩側の提示によるものであった¹³。さらに寛文以降、琉球国王が島津氏に提出する起請文に「琉球安泰論」が登場し、琉球の「安泰」に薩摩藩が責任を負う点の合意が薩琉間でなされたことも指摘されている。

とするならば、一七世紀中葉から一八世紀初頭への展開は、清琉関係に障らないよう、薩摩藩が介入できない／すべきでない¹⁴と判断する領域が拡大されていく過程と捉えられ、これが琉球の主体性増と軌を一にしていると評価できよう。このような状況において薩摩藩は、自らの琉球支配

は清による規定を受けること、そして琉球の「安泰」保障に幕府も責任があること、これらをいかに幕府に共通認識として持つてもらうかに腐心した。

いまひとつ補助線にしたいのは、元禄～享保期の薩摩藩政史研究の進展である。従来、初期・後期に比べて手薄であった中期の薩摩藩政史研究は、林匡の近業によつて進展し、島津吉貴が藩主であった宝永元（享保六年（一七二一））の時期に職制・役格・諸儀礼の整備がなされたことが明らかにされた。また、元禄期には島津帯刀仲休（忠雄、家老在職・宝永元（正徳五年）が近衛家との中世来の由緒を活用し、国絵図をめぐる対幕交渉を有利に進めたことや、正徳元年の「船除」再開一件にて、参勤由緒や琉球使節の実績を梃子に、幕府に要求を通していったことが論じられている¹⁵。薩摩藩が琉球に拘った主目的は、本来、貢租収奪・進貢貿易への吸着であったが、宝永期前後に琉球支配に付随した意味合いが増している点に注意したい。琉球支配をそれ単体で見ず、薩摩藩政の全般的展開の中に位置づける必要がある。

以上を踏まえ、本報告では鉾山資源の枯渇、朝幕融和、正徳の治といった一七世紀末から一八世紀初頭の時代背景に留意しながら、紙屋説を琉球史・薩摩藩政史の成果を踏まえ検証し、宝永正徳期がいかなる意味で幕薩琉関係の画

期として捉えられるかを、薩摩藩の立場に即して描出することを旨す。その際、幕府が冊封・朝貢の内実をどの程度理解したかや、どのような質の琉球情報をどこから得たかに注意し、幕薩間の情報格差に目を配りたい。考察を通して、日本型華夷意識や「武威」、そして「琉球押えの役」の実像についての見通しを提示する。

第一章 宝永正徳期に至る道程

第一節 薩琉関係に対する幕府の原則

本章では宝永正徳期の前段階について確認しておく。薩琉関係について幕府は不介入であり、国王の跡職についても幕府は島津氏の「心次第」として委ねている。その一方で前述のように、寛文一二年(一六七二)に島津光久の嘆願を受け、長崎奉行が琉球船を襲った賊船から過料三〇〇貫を徴して琉球へ渡し、翌年に尚貞王から老中に「是併御政道之遠及異域儀奉恐感候」とする礼状が出されている。このように、勢力圏である琉球に危害を及ぼす存在がいれば、幕府権力を介入させることで薩摩藩は事態を打開しようとし、幕府側も琉球を島津氏の「附庸」と公認した手前、それに応えたのである。なお宝永期に薩摩藩は本件を

利用し、琉球が島津氏の「威光」の程を値踏みしてくる(なので官位昇進が必須である)、と幕府に主張する際の説得材料にしている(第二章)。

他方、貞享期の定高仕法により幕府が銀の輸出を制限したことは、琉球に影響を及ぼした。貞享四年(一六八七)に渡唐銀の大幅削減を命じられた薩摩藩は老中・大久保忠朝に対し、琉球の進貢貿易への悪影響を訴え、老中側から「琉球儀日本ヲ便ニ進貢調事ニ候へハ、日本ノ金子不足ノ儀物成モ不足同前ノ儀候間…此方ニテ金高何程減候様ニト差図ハ難成候」として譲歩を引き出し、結局のところ従来から一割減に満たない進貢年八〇四貫、接貢年四〇二貫(各年で進貢と接貢を繰り返す)という藩側の提示量で落着いている。このように、幕府は薩琉関係への不介入を原則としても、藩側の嘆願を受け琉球を扶助圏とする行動は示しており、銀削減という利害が対立する局面においても琉球にとっての進貢の重要性に配慮した。

第二節 島津家と近衛家の接近

元禄期には島津家と近衛家の急接近が進む。元禄一三年(一七〇〇)に国絵図について、当初は日向国絵図を伊東家と相持ちで担当するように命ぜられた薩摩藩であったが、正保国絵図時のように琉球と薩摩・大隅・日向三国の単独

での担当をもちろみ、家老・島津仲休が近衛家との由緒や中世来の三国地頭職の実績をもとに幕閣と交渉し、正保時の先例固守にこぎ着けた。⁽²⁵⁾ 対幕府交渉を有利に進めるために近衛由緒を利用したのである。

また同年三月には島津仲休が京都で近衛家諸大夫の進藤長之・今大路光好らと接触し、島津氏が主張する近衛由緒を近衛基熙らも追認し、宝永二年(一七〇五)には島津吉貴の妹である亀と近衛家久の婚礼が成立した。亀は同年に亡くなるが、正徳二年(一七一一)には吉貴の娘である満が再び家久に嫁している。この背景には、徳川家宣の正室・近衛熙子の後押しがあつたことが知られる。

同時期、大学頭林家による近衛由緒の公認の動きが見られた。元禄七年には、島津氏の由緒の明証を林信篤が求め、元禄一四年に信篤が島津家譜(御譜略)に叙文を寄せ、頼朝自筆御教書に跋文・識語を加えたことにより、頼朝庶長子、島津忠久の出生譚、近衛家との関係、十字紋拝領、惟宗から藤原への改姓、といった由緒が林家に公認された。

第三節 薩摩藩による既得権確認の動き

既得権の確認・維持の動きを薩摩藩側が活発に見せるのも、当該期の特徴である。宝永二年、清へ進貢しようとした琉球船が土佐に漂着し、長崎奉行は当初これを長崎で吟

味するつもりであつたが、薩摩藩から老中・秋元喬知に対し、漂着の琉球船を薩摩に直送した先例があり、長崎に送つていては進貢に遅延が生じる旨を陳状した結果、薩摩藩の要望通り土佐から薩摩に直送された。⁽²⁷⁾

正徳元年には藩主の参勤交代での大坂通航時に、以前は幕府役人から「船除」の特別待遇を受けていたが、近年はそれがなくなつたとして再開を大坂町奉行に願ひ出た際、徳川家康の臨終時に天下泰平を託された縁から、島津氏が最初に妻子を江戸詰にしたという参勤由緒を語るとともに、前年の琉球使節に「船除」がなされた実績を梃子にした。⁽²⁸⁾

このようにして通覧すると、薩摩藩は先例からの後退を避けるべく、近衛や家康との由緒を積極的に活用するとともに、清への進貢という琉球の特殊性や琉球使節の実績を利用していった様相が読みとれよう。

第二章 宝永七年の琉球使節に見る

薩摩藩の論理

第一節 琉球使節の無用説の再検討

つづいて本章では、紙屋が画期を見た宝永七年(一七一

表1 宝永期の琉球使節をめぐる時系列

年月日	出来事	典拠
宝永1.12.5	家宣が綱吉養子に	徳川諸家系譜
宝永2.4.23	琉球使節の派遣を願い出〈その後、老中無用と判断〉	『追録』2-1944
宝永6.1.13	1.10綱吉死去を受け島津仲休→間部家老 内願〈起請文・琉球使節・官位昇進〉	島津吉貴起請文差上次第一巻帳
宝永6.2.18	島津仲休→間部詮房 琉球使節派遣を内願〈2.24間部より許可〉	『追録』2-2764
宝永7.2.-	薩摩藩留守居→早川重好・間部詮房 官位昇進を内願〈家宣の内諾あり〉	島津吉貴昇進次第一卷帳
宝永7.4.11	島津吉貴→老中 官位昇進を正式に願い出	同上
宝永7.9.-	薩摩藩→近衛家 官位昇進の執り成しを依頼	近衛家蔵書

○)の琉球使節について、やや立ち入って考察する(時系列は「表1」参照)。宝永元年二月五日に家宣が將軍綱吉の養子に入り、翌年四月二三日付で島津吉貴は老中に対し「御養君様之為御祝儀、從琉球中山王公方様・大納言様江御祝儀差上候様為致度存候」、すなわち琉球使節の派遣を打診したところ、「其儀ニ不及候」との押札が戻された。紙屋はこれを一度目の琉球使節の無用と判断しており、この点に異論はないが、二月

二六日段階ですでに幕府―対馬藩間で、養子にかかる朝鮮信使は朝鮮に求めない方向で調整が済んでおり、琉球使節のみが招聘される余地はなかった点に注意したい。綱吉が急遽、家綱の養子に入った延宝八年(二六八〇)にも朝鮮信使・琉球使節ともに派遣されておらず、先例がない以上、このときの無用の判断の背景に幕府の琉球意識の変化を讀みとることはできない。もつとも、藩主の吉貴がまだ琉球使節を経験していない薩摩藩にしてみれば、先例を拡大解釈することで、あわよくば使節の派遣を実現させたかったであろう。

その後、宝永六年正月一〇日には綱吉が死去し、家宣への賀慶使をどうするかが懸案となる。研究史は次に掲げる三月一二日付国許家老宛の島津仲休書状により、再び賀慶使の派遣が一旦無用とされたと理解した(島津氏の「武威」^①)。この「武威」に関わる部分は点線で示し後述する、以下同様)。
 厳有院様御誕生之節者 中山王より以使者御祝儀申上候(寛永二二年(一六四四)、右先例茂有之候ニ付而、^(徳川家宣)当上様先年 御養君ニ被 仰出候節、中山王より以使者御礼可為申上哉之旨御伺被成候得共、不及其儀由被仰渡候、異国より御祝儀など申候者朝鮮・琉球迄二候、朝鮮者御隣国之好迄を以御挨拶申事二候、琉球之儀者御先祖様御武威を以御手ニ被入置候付而、御礼申

上来候、然者 上様よりハ倍臣(倍)ニ異国之王を御持被成候故、御礼を被為請与申筋ニ候、又此御方御威光茂折々ニ相聞得事ニ候、殊 御代替ニ者 台徳院様(徳川秀忠)以来中山王より御礼申上来候得者、旁以此度者御伺不被成候而不叶次第ニ候、然共当分者御老中様方も古キ訳御存知なき御方而已ニ候得者、御養君之節之通一通之御沙汰ニ而、使者差上候ニ不及なと、被 仰出候而者、此方御勝手之御物入者無之筈候得共、至琉球此御方之御威光(光)も如何与積候儀も可有之哉与、旁御賢慮被遊旨も候、且又 公義立候儀者何事も先間部越前守様江御内意被仰、越前守様御内々御差図之旨を以、御勤被遊事ニ頃日猶以成行候付而、琉球国御手ニ入今迄御礼申上候次第、又者至琉球国常ニ御心遣之趣、帶刀江被仰含被遣候与之御口上之趣書付ニ被仰付、二月十八日越前守様江帶刀被遣、御家老奥村治右衛門江相違候処ニ、同廿四日越前守様江帶刀被為呼、中山王江先例之通、此節も御礼御申させ被成度思召候由、依之帶刀江被仰含被遣候口上書等委細見届申候、御内々之思召御尤至極奉存候、此節之儀ニ候得共、琉球江者時節を以通路有之所之儀ニ候得者、不及御遠慮御月番江被仰出可然奉存候、先規之通ニ可被 仰出与存候由、治右衛門を以御返答ニ而候、左候而治右衛門申候ハ、帶

刀口上書又者方角絵図迄とくと与越前守見届申候、此次第二候得者、さそ常ニ御心遣成事ニ候半、琉球者朝鮮与者格別之訳ニ而、第一日本之御威光ニ罷成事ニ候間、先規之通不被仰付候而不叶事ニ候、絵図迄被遣候故委細訳相知候、内々存候より茂扱々御心遣成御領国ニ而候与、吳々越前守申候与治右衛門申候、左候而琉球御手ニ入候以来之書付、琉人江戸江參候年間書并薩州江琉球方角絵図者彼方江被留置候、勿論御内々ニ而為被達 高聞事之由ニ候、口上書斗被差返候、琉球由緒書者此節差越候、被差出候絵図者控を写せ追而可差越候、

右之次第ニ付而、先比申遣候通御月番本多伯耆守様(正水)江被伺、先規之通中山王使者来夏可被召列与為被仰渡事ニ候、此件此方江も委書留置候様ニ与被仰付候、其元ニ而も委書留置、ケ様之儀者御記録所江も書留置候様可申遣旨 御意候、以上、

(宝永六年)三月十二日 島津帶刀

島津大藏殿(久明)

島津中務殿(久当)

島津將監殿(久珍)

新納市正殿(久時)

種子島藏人殿(久時)

しかしこの史料は幕閣が賀慶使を無用としたとは読めず、傍線部に見るように、単に、薩摩藩側に幕府が無用と判断するかもしれないという危機感があったことを示すものである。その背景には、宝永二年時に無用とされた経験や、貞享四年（一六八七）から老中を務める土屋政直すら前回の天和二年（一六八二）の琉球使節は未経験という幕閣の構成があった。

三月に先立ち、綱吉死去の三日後の正月一三日に、すでに島津仲休は間部詮房の家老である奥村治右衛門に対し、注目すべき内願をしていた。³³ ここでは、御代替（綱吉↓家宣）の起請文について内意を伺う中で、直近の御代替時（家綱↓綱吉）に島津光久が提出した起請文に「琉球国之儀背仕置雖企邪儀候加担任間敷事」（延宝九年五月二十五日付）の文言が含まれていることを「是ハ能申種」とし、島津吉貴の「御任官」（少将↓中将）を願い出ようとしている。仲休は賀慶使の先例通りの派遣を、以下に引きつげ力説する。

すなわち、琉球は清と往来・関係が密である一方、薩摩とは往来難であるなど、琉球支配には特殊性・困難性が伴う（薩州江琉球方ハ六月一度、薩摩方者春秋両度ならてハ難海故、絶而通路不罷成候処、琉球方唐江者薩州へ相越候海路よりハ通融自由之方ニ相聞得候）。延宝期の起請文でわざわざ琉球の邪儀について特記したように、琉球は官

位の高下をもって島津氏の「威光」を値踏みしており（官位之高下を以威光を計候体ニ相見得候、然者大唐へ如何様之儀致密談、邪儀を企候儀致可有之与心遣存候故、先年差上候誓紙前書ニも琉球之儀を大隅守書出し為申由ニ候）、ただでさえ中納言の家久、中将の光久・綱貴ら先祖に比して官位が低下している中、琉球使節の派遣も無用と判断されては、島津氏の「威光」がいよいよ低下したと琉球は判断する（薩摩守先祖以来武威迄を以領知致置たる事候処、近年官位を輕被仰付候儀などを以專威光を計罷在候処、江戸江致参府候儀などを先例ニ相替此節不被仰付候ハ、猶以薩摩守威光を相計、如何様之邪儀を致可存立と少々心懸り成事ニ候）。朝鮮は隣国のみしみて信使を派遣しているだけであるが、琉球は將軍にとつて「異国之御領内」であり、琉球使節は「外ニ類」がなく將軍の「御威光」に繋がる、という理屈立てである。

仲休は起請文、琉球使節の派遣、官位昇進という直接は関係しない事柄を、「武威」が裏打ちする「威光」という概念を媒介に結びつけたのである。

第二節 島津吉貴の官位昇進運動

島津氏が前田・伊達氏との対抗関係の中で運動をし、低位が琉球支配に悪影響を及ぼすとの主張をしたことなど

は、紙屋・山本らによつてすでに詳述されている。³⁴また近年、林は近衛家を通した運動があつたことを紹介している。³⁵ここではこれらの先行研究を踏まえながら、運動の背景などにつき新見も加えながら見ていく。

以下、江戸での間部との交渉結果などを国許に伝える宝永七年二〜五月の史料をもとに見ていく。³⁶前田・伊達との関係について、薩摩藩側としては三者は「諸事同格」で、「自然相替儀も候ハ、何時も可申出旨」を寛文延宝期の老中・久世広之から聞いていたという。しかし宝永六年現在、島津吉貴が従四位下左近衛少将(宝永元年)であるのに対し、前田家は家督の吉徳さえが正四位下左近衛少将(元禄一五年(一七〇二))と位階が上で、伊達吉村は従四位下左近衛少将(元禄一六年)と同官位ながら先官であつた。³⁷そこで仲休らは先官を越えて昇進する理屈に頭をひねり、琉球使節を利用しようとしたわけである。

仲休がこのように強気に願ひ出た契機として、近衛家の示唆があつた。宝永六年の春、近衛の家礼で島津氏遠戚の交野時香が仲休に対し、「薩摩守殿御家近年ハ公卿ニ不被仰付候、何とそ公卿之列ニハ被仰付度事ニ有度被思召之旨(近衛家礼)撰政様呉々御誼」と示唆したという。同年秋には仲休から平松時方(近衛家礼)・島津氏縁戚を通して、近衛家側による官位昇進の執り成しを願っている。近衛家側が島津氏の

官位昇進を望んだ背景には両家の縁組みがあり、正室の実家である島津氏の官位が外聞に障つたためであろう。

近衛家の後押しが期待できると判断した仲休は、内願を積極的に進めていく。その際、間部詮房だけでなく、近衛親子付の早川重好も通した二方面作戦がとられた。宝永七年二月には間部から家宣の内々での同意があつた旨の示唆があり、同年四月一日付で(実際の提出は五月)家老から老中に対し、正式に昇進を願ひ出た。³⁸

その後、琉球使節が鹿児島に到着した頃、九月付で薩摩藩側から近衛家側に対し、官位昇進運動への協力が求められた。なんとしても琉球使節の参府に合わせて昇進を達成したく、家宣の岳父にあたる近衛基熙(江戸下向中)の執り成しに期待したのであろう。背景には「当年ハ陸奥守様御(伊達吉村)在国之節候故、御任官無之筈候、此方ハ在府にて候へ共、御先任之陸奥守様を御差越任官ハ被仰付間敷様ニ奉存候、来年陸奥守様御在府ニ而候へハ、大方御任官可被仰付哉与存候、左候而此方ハ来々年之在府ニ任官可被仰付候哉、すなわち島津・伊達氏の参勤年は互い違いであり、先任の伊達が翌年の在府時(本年は在国)に昇進するとしたら、吉貴の昇進は再来年の次期参勤時にずれ込んでしまうとの危惧があつた。そこで伊達を抜く形での本年の昇進を果たすべく、近衛家に以下の執り成し依頼が提出された。³⁹

一、琉球中山王ハ大唐ニ而モ三番ニハ下リ不申取持ニ而候、中山王自分代替ニハ、大唐ヨリ翰林学士ニ添使一人・武官一人ヲ以、冠服被相渡候、大方余国ニハ書翰ニ而被相渡由ニ候、

一、琉球ヨリ唐へ遣候使者、三年之在唐ニ而、三年目ニ代リ之人参リ、琉球江罷歸リ候、

一、右使者在唐之内、居所ハ康熙帝ヨリ假屋被立置、一番朝鮮国之使者、二番琉球国之使者ト定リ賦有之候故、隣ニ而候得ハ諸事申合相勤候折ニヨリ参会仕候儀モ有之由候、朝鮮人茂下々ハ遠慮モ無之候故、薩摩守官位ノ輕キヲ存シ、琉球人日本ニ参候節ハ、下官之主人ヲ頼居候ニ付、我々威勢ニハ中々不及由候、朝鮮人日本江来朝仕候時分、御馳走ノ品ハケ様ニ結構候杯ト咄シ、羨シカラセ候様子モ有之ニ付、琉球江歸リ候而何レモへ申聞候故、皆々氣之毒之心差発申由候、

一、薩摩ヨリ琉球江在番之者、千人程モ参居候、其内勤方、又ハ折ニヨリ琉球人迄参会仕候事モ御座候処ニ、右不足之常ニ有之ニ付、此方ニ而難聞捨事モ有之由候、下々ハ事之ワキマヘモ無之者故、此方下々其場ヲ破リ、大事ニ罷成儀モ可有之哉ト氣遣ノミニ而御座候、

一、常々琉球人右所存故、此節琉球使者召列候折目ニ、薩摩守官位昇進被仰付候得ハ、責而琉球人ニ被附、御氣候故与難有奉存事ニ候、何之御沙汰モ無之候而ハ、薩摩守家柄威勢衰へ、規模モ無之、興サメタル事ト、琉球中之者猶以不足ニ存、仕置之儀受合モ輕々輕行衛如何様之詔ニ可罷成哉、此節琉球而使差上候儀ハ、琉球終ニ無之大飢饉、其上城中不残焼失、使者モ類火ニ候故、薩摩守働ニ而漸而使差上候ニ付、内々ハ氣遣ノ詔ニ御座候、

一、右詔ニ候得ハ、権現様御代之通、相背間敷モノニ而モ無之候、左茂候ハ、得御差凶兵船ヲ差渡申ニ而可有之候、中納言代兵船差渡、及合戦候時分ハ、明之代ニ而諸事手ヌルク候故、シラヌ分ニ而相濟候、夫サへ朝鮮御征伐之節ハ、後詰之軍勢式拾万騎差向、大事ニ及候得共、島津兵庫頭義弘・其子又ハ八郎家久万死一生之致合戦、大明之人数十万程討捕、残勢恙ク追崩シ申候ニ付、大明之軍勢義弘カ武勇ニ恐レ、二度寄ル事ヲ得ス、朝鮮渡海之諸大將安タト帰朝有之候、義弘新寨之軍ニ勝スハ、日本人引取ル事成間敷ニ、義弘軍功ニヨツテ皆々無異ニ帰陣候事、拔群之忠功与、権現様御詔ニ而、右為御褒美又八郎江長光之御腰物被下、初官被任少将ニ、義弘ニハ政

宗之御腰物並ニ知行薩州之内給人分有次第被下旨被仰渡、其高五万石ニ及候、朝鮮渡海之諸大將之内、類モ無之候、其節又八郎部屋栖ト申、式拾歳斗ニ而候得共、余多之先官ヲ越へ、少將ニ被仰付候先例御座候、

一、当時康熙帝ハ、明朝之帝^(マヒ)ト違ヒスルトナル人ニ而、田舎ヨリ出、大唐ヲ討從へ、大唐之帝ト爲成人ニ而候故、琉球江兵船ヲ指渡候ト被聞候ハ、則後詰之勢ヲ遣可被申候、若此方手ニ余リ候ハ、後々末代迄之当家ノ耻ノミナラス、日本之耻辱ニ成候故、御加勢ヲモ可被下候哉、左候而ハ、以之外御六ヶ敷御事ニ可有御座ト氣遣之儀ニ御座候、依之、此節薩摩守願申上候、全ク身之為斗ニ申上儀ニ而無御座候、

一、御代替間茂無之候処、右段々委細ニ表向ハ難申上候故、仕置室ト斗申上候ハ、室ハ如何様之儀ニ而候哉ト御尋モ可有之候間、其節件之趣可申上ト了簡ニテ、委細ハ差控へ候処、文言不調法ニ付、願不相違候而ハ、畢竟 上之御為ニモト奉存候儀不相立、残念千万可奉存候、

一、大隅守五十歳ニ及、中将ニ被 仰付候、中納言子^(島津光久)ニ而候得ハ、昇進遲候事琉球人モ氣之毒ニハ申候得

共、サノミ不足ヲ申立候儀ハ不罷成訳有之候、其故ハ、父中納言代兵船差渡、中山王責捕、駿河・江戸ニ召列參り候事、余リ不遠事ニ而、右恐茂有之候、且亦部屋栖之内ヨリ、中納言同前ニ敬来リ、其心モ改メカタク、且又大唐へ進貢物持參之使者船、洋中ニ而賊船ニ被敗、荷物ヲ被取、使者並船頭・水手迄被殺、大唐江ノ勤モ相欠、中山王江其咎目有之、及難儀候事度々有之候(引用者…寛文期)、尤右使者勤前之者・船頭・水手迄船中之大事ヨリハ賊船ニ而命危キヲ歎キ候処、大隅守代ニ左様無之様ニ働遣候ニ付、中山王ハ大唐之首尾宜ヲ悦ヒ、其末々ハ船中ニ而命之危キヲ遁、當時之者共迄此恩難忘ト忝カリ申候ニ付、大隅守代ニハ不足申立候事無之候而、仕置滞リ無之候、当薩摩守ハ大隅守ヘトクニ押ヘニ成候訳無之候故、内々難致儀共御座候、

一、故薩摩守儀ハ、家督仕九年目ニ中将ニ被 仰付候、当薩摩守儀ハ家督仕七年ニ罷成候、父年数ニ願申上候考ニ而ハ、来年一年間有之候、然ハ一年ヲ待兼願可申上儀ニ而無御座候、此時節不被仰付候而ハ、琉球之儀遙之渡海、殊ニ一年ニハ漸両度致渡海、彼方ヨリハ一度之渡海ニ而、別而仕置氣遣之訳有之候、

一、薩摩守領國中、地方斗サへ異国船用心稠敷申付候

海手百里程有之候、其外琉球迄ハ數百里之間島々余多有之、番所相立番人等大分ニ而、其内不寢之番所モ大分有之、侍共急ニ出立筈ニ用意之者モ有之、物入夥敷事ニ而候、表立異国方御奉行被^レ仰付、御参勤稀成御方ニ替ハ有之間敷候得共、参勤ハ異国方無之御方モ御並ニ遠方ヨリ相勤申候、脇々ニ此御并會テ無之候、然ハ内々物入物カケノ御奉公ニ而、公儀ニ御存無之候故、旁以此方家柄ハ異国方御仕置ニ付、此節段ト御取分不被^レ仰付候得者、粉骨ヲ尽シ御奉公相勤候甲斐モ無之、残念之至奉存候、

右之段々ニ御座候故、專^レ上之御為ニ申上事ニ御座候、奉願候通被^レ仰付候ハ、薩摩守儀代々不相替被^レ仰付者ト琉球人頼母敷存可申候、時節柄ニ付而ハ、琉球人ニモ被^レ附^レ御氣故ト而難有可奉存候、左候得ハ、惣而^レ御威光ヲ以往々仕置之室無之様ニ仕度奉存候、畢竟大唐迄相懸ル儀ニ候間、何トソ此方家柄ハ異朝之御仕置各別之訳ヲ以、御取分被^レ仰付被^レ下候様ニ御取成被^レ下度候、以上、

(宝永七年)九月

ここでは、へ島津氏の官位が低い↓朝鮮人が北京で琉球人を馬鹿にする↓琉球人が薩摩に反抗的に↓薩摩は琉球再出兵が必要に↓康熙帝の清軍が琉球救援に↓幕府に救援軍

要請が必要に」という壮大な筋を強調し、このような悪連鎖を断ち切るため島津氏の官位昇進が不可欠であると力説する。一読して、武家官位の高下を国際紛争にこじつけたものと見なせよう。ここでの琉球人は無条件に薩摩藩に従うわけではなく、自律的で、島津氏の「威勢」を常に値踏みしてくる存在として描かれる。そのため、琉球支配の安定は「当薩摩守ハ大隅守ヘトクニ押ヘニ成候訳無之候故」の記述が示すように、藩主の属人的問題に帰されている〔薩摩藩が強調したかった国際関係を次章の内容と合わせ「図」に整理〕。結果、吉貴の中將昇任は琉球使節引見の前々日、宝永七年一月一六日に江戸城で申し渡され、念願の伊達越えが実現したわけである。

第三節 琉球に釘を刺す薩摩藩

この宝永七年の琉球使節はいくつかの特徴を持つ。薩摩藩は使節の唐風を強調した^①。またこのとき初めて、將軍正室(近衛熙子)に対しても中山王から献上物がもたらされた^②。使節に対する幕府の応接も、暇時に將軍家宣が出御するなど厚遇された^③。そのような中、「宝永七寅十二月廿八日、日帳之内」とある薩摩藩側の史料に次の内容がある^④。

一、今度琉球使者御会釈、大坂川口を初江戸於御城内茂、前々相替結構被^レ仰付候、其^レ思召者琉球之

儀^(島津氏)御方江数百年之御領地ニ而候得共、本者大唐之内ニて尔今致通融事候、然共此御家御代々御武威を以不相易被領来候、然者太守様^(島津氏)於此土御威勢輕候而者琉球国御仕置付而如何候、且又中山王事大唐^(高松)代々蒙王号、異国之国司ニて候へとも、此御方御武威ニ随候故を以遙々使者差上事候処、大底ニ御会積候而者異国ニ相聞得、其批判も無御心許候との御事ニて、諸事を被改、此度參候而使先例無之結構ニ御会積為被仰付御事之由候、畢竟太守様へ從^(薩摩藩)上様御会積宜故ニ候、大唐ニさへ無御構、公方様ニ^(薩摩藩)而候へ者、中山王へ分而御会積可有之事ニて無之候、此度段々結構被仰付候ハ、太守様江御会積宜故付而御陰故与、至中山王者別而難有可被奉存儀ニ候、此旨差立候御役之面々へ者申聞置、仮初之噂ニも右之筋致沙汰、此等之旨趣諸人も致承知候様可被相心得候、以上、

紙屋はこれを、島津氏が感得した幕府の真意を示す史料とし、幕府は島津氏の権勢を琉球に印象づけて琉球支配を補強し、使節冷遇を異国に批判されないうために使節を厚遇したと解する。しかしこれは薩摩藩側(おそらく家老)から琉球使節に対し、釘を刺す文脈で出されたものである点に留意せねばならない。宝永七年二月二十八日といえ、使

節が江戸での全日程を終え鹿児島への帰路に就いている時である。この時に薩摩藩側は使節に対し、この度、幕府が琉球使節を厚遇したのは、なにも琉球使節をもてなすことに趣意があるのではなく、島津氏の「威勢」を保つことで島津氏の琉球支配を補強すること、使節を冷遇したら異国(主に清)に漏れて批判(島津氏ひいては將軍の面目がつかれる)が気がかりなこと、以上の二点による厚遇であると釘を刺したわけである。「大唐ニさへ無御構公方様」、すなわち清にさえ気を遣わなくてよい將軍であるので、琉球ごときに気を遣うはずはない、との言いぶりである。

要するにここから読みとるべきは、幕府の真意というよりは、薩摩藩側が幕府に感じ取って欲しかったこと、ないしは幕府の真意であると琉球側に認識して欲しかったことなのである。宝永七年の使節が江戸城に登った際の大広間での座次は、正使である琉球王子の方が島津吉貴よりも上位であった。それだけに薩摩藩は琉球に対し、「異国」＝琉球に幕府が配慮している現実を過小評価し、「附庸」が基調の薩琉関係をないがしろにしないう釘を刺したわけである。

以上、本章でみたように、近衛家の示唆を契機に官位昇進運動を展開した薩摩藩は、琉球使節を利用した。このときの国王書翰は極端に漢文化され、幕府に対しては「異

「国」の強調がなされ、背景には薩琉の共同作業が想定でき
る一方、薩摩藩は琉球に対し釘を刺すことも忘れはしな
かった。

第三章 正徳期の中山王をめぐる三題

第一節 正徳二年の中山王の復号

つづいて本章では、正徳期の中山王復号・銀吹替・書翰
改革という紙屋からも重視した三論点を、宝永期の文脈の延
長上に位置づけた。その際、前章同様に薩摩藩の強調し
たい力点の在処を見極める。

中山王号に関する紙屋説の要点は、〈寛永二年（一六三
四）の領知判物を根拠に、薩摩藩は琉球に対しその使用を
禁止し、以降は琉球国司を名乗らせた。ただし中山王号を
藩に向け称すことのみを禁止、琉球は幕府に対しては中山
王を称し続けた。その後、正徳二年（一七二二）に新井白石
の意を受けた幕府は、將軍に朝貢する王位たらしめるため
琉球国司から中山王への復号を島津氏に命じた〉とまとめ
られる。⁽⁴⁸⁾幕府側（白石）の意向によって、中山王号が復号さ
れたとみる点に紙屋の特徴があるが、そもそも幕府に対し
ては一貫して中山王を号しており、説得力に欠ける。

注目すべきことに、薩摩藩は琉球側の求めに応じ、王府
から王子号を許された人物が鹿児島でも王子と称すること
を正徳二年五月二〇日に認めていた。⁽⁴⁹⁾その延長で「国司様
向後者 中山王与唱可申旨、六月十四日被 仰出候」とあ
るように、中山王復号も認めており、ここに白石が介入す
る余地はなく、王府の願いを藩側が聞き届けての復号と考
えられよう。

本来、中山王号は琉薩双方にとつて望ましい号であった。
皇帝から冊封を受けて名乗る中山王号は琉球にとつては自
国の象徴であり、宝永七年（一七一〇）に藩と協力し「異
国」からの琉球使節を成功させた自信を背景に、復号を願
い出たのであろう。一方、薩摩藩もその中国との関係に根
ざした中山王が島津氏に従っているという点に興味を見出
していたが、寛永期には「附庸」の関係性を琉球との間で
確認せねばならず、琉球の「異国」性が際立つ中山王号を
対薩に限って禁じたとみるべきであろう。裏を返せば、正
徳期においては中山王の復号を許容できるほど、琉球が
「附庸」の関係の内面化しているとの判断が薩摩藩に働い
たというべきである。なお、時期を前後して吉貴が「琉球
国主」を名乗る事例があり、⁽⁵⁰⁾国主と国司の識別が重視され
た可能性もあり、今後の課題としたい。

第二節 銀吹替一件——中山王の「迷惑」——

貞享期に渡唐銀が八〇四／四〇二貫に制限を受けた段階では、品位八〇％の慶長銀を用いていたが、元禄銀は六四％に改悪され、宝永銀に至っては五〇％、ないしそれ以下の品位となり、定高を守る限りにおいて正銀の渡唐量は減少していく。ついに正徳二年八月二八日、琉球側の意を受けた島津吉貴は老中に対して、「中山王何共迷惑仕候通申越候、進貢及懈怠候ハ、此以後何様之儀欵可有之与気遣千万之事存候、琉球方大清国江持渡候銀高之分元禄銀二吹直被仰付候様」にと願ひ出た。宝永銀では進貢に差し障るため元禄銀への吹き替えを望むという本訴願について、真栄平房昭は「琉球国御救」の論理を薩摩藩が幕府に主張したこと、上原兼善はこのような論理が幕府の急所を突いたこと⁽³³⁾を指摘し、吹替の認可を跡づけた。本節ではこれらの先行研究を踏まえながら、薩摩藩の訴願がどのような理屈に基づいているかを深めたい。

出訴の二ヶ月後に老中は薩摩藩に対し、冊封・朝貢という琉清関係の基本や、渡唐銀が具体的にどのような用途に充てられるか、との五箇条の質問を行った(藩側の返答と対応させて「表2」に整理)。特筆すべきは、藩が返答に時間を要している点であり、a bについては正徳三年六月

二五日、c d eに
至っては約二年を
要し正徳四年一〇
月一八日に返答し
ている。a s eと
もに、基本的な事
柄であるが、質問
をしている幕府側
にも、また即答で
きなかつた点に見
るように藩側にも
十分な情報がなか
つた点は注目に値
する。

正徳三年閏五月
二日、一箇条もま
だ返答をしていな
い中で、島津吉貴
は老中に対し、急
ぎの吹替許可を願
ひ出た⁽³⁴⁾。その際、
急ぎということ

表2 銀吹替をめぐる幕府の質問と薩摩藩の返答

	幕府の質問(正徳2.10)	薩摩藩の返答(上)正徳3・6・25 (下)正徳4・10・18
a	薩摩から琉球へ銀を渡す対価は？	銀は藩主・鹿児島町人から琉球人が借り、糸・端物で現物返済し、銀主は上方で売る
b	琉球から清皇帝へは銀・品物のいづれを貢ぐのか？	金銀でなく錫・銅・硫黄を貢ぐ。銀は清官人への礼物、滞在中の諸費用、買物に用いる
c	清皇帝から琉球への賜物は？、清が琉球物を買うことはあるか？	蟒緞などの織物を賜う、清が大分に買い求めることはない
d	琉球から清への使節の次第・調物の次第は？	進貢使・接貢使、福州から北京までの経路、北京での儀式の次第を詳述
e	清から琉球への使節の様子は？	冊封使の構成、滞在日程、貿易を詳述
e'	琉球に通じている国はあるか？	清以外にはなし

典拠：『追録』3-92・238・398

理屈立てるため、「大清江者十一月初比持渡候儀御座候処、琉球江尋遣候儀申来候以後、彼是尅所御答申出候而者、渡海之時節相過、当巳年之接貢料必至与手支申候、左候得者、御代替二付、中山王より御祝儀之使者并中山王自分継目之御礼使者等、来年召列参府仕候節之献上物、又使者・従者官服等、於大清相調致支度候之儀御座候処、右調物茂難達儀御座候」と主張している。すなわち当年は接貢使を一月初旬までに福建に向け派遣せねばならず、その接貢料として急ぎ吹替をして欲しく、さもなくば、翌年に予定の徳川家継襲職の賀慶使・尚敬王即位の恩謝使の準備が滞るといふわけである。琉球使節を説得材料に訴える構図が、前章の官位昇進運動と同じである点に注意したい。

ついで正徳三年六月二五日、接貢使のため急ぎの吹替許可を改めて願ひ出るとともに、ようやくa b二箇条についての返答がなされた。ここからは、進貢品は銀でなく錫・銅・硫黄であるにもかかわらず、なぜ銀の品位が下がると進貢に差し障るかを説明するのに藩が苦心していたことが読みとれる。すなわち、銀を「持渡候儀を琉球国第一之勤之様」に清官人がみなしており、路銀や官人への付届、福建での買物など、銀は進貢に付随して必須で、「私ならざる心遣」で願ひ出ているというわけである。⁵⁵このような薩摩藩の態度に新井白石は不審感を吐露している。⁵⁶

翌月、正徳三年七月に老中は薩摩藩家老に対し、「元禄銀者当時此方ニ而吹出候儀茂無之候得共、琉球江相渡候儀高之事者、去年薩摩守願之趣、前御代達、上聞、且又琉球封王使のために有之上者、願之通先元禄銀之位ニ吹替可被仰付候」と吹替を許可した。⁵⁷接貢使を理由に願ひ出ていたが、許可事由は封王使(冊封使)とずればあるが、紙屋のいうように冊封の前提が進貢・接貢であるので、(図) III に対する幕府の理解が藩側の強調により深まったものと考えておく。ついで正徳四年一〇月一八日には薩摩藩側から残り三箇条について、琉球人が北京で三跪九叩頭の礼をとったことも含め極めて詳細に返答がなされ、ひとまず決着を見る。

ところがその後、白石の案を受け、正徳四年に慶長銀と同品位の正徳銀が製造された。正徳銀で進貢・接貢に八〇四・四〇二貫を持ち渡るとなると、元禄銀で持ち渡る時よりも正銀が増し、したがって幕府側は正徳四年五月にしかるべき削減を薩摩藩に求めたのであった。⁵⁸これを受け正徳五年一二月三日、家老から老中に対し、従来から二〇〇貫目を減じ進貢六〇四貫、接貢三〇二貫にしたい旨を返答した。⁵⁹これは梅木哲人が指摘するように、元禄銀八〇四貫・四〇二貫に比べて正銀では減少した形になった。それでも削減額を幕府が一方的に決めているわけではなく、結局は

微減で済んだところに本質があらう。薩摩藩側の二〇〇貫減の案を受け、同年二月一日付で老中の井上は「惣して外国へ差渡候銀數之事に付てハ、他方へ相障り候事ニ候⁶³、すなわち清という相手があることから、銀削減が容易にはできないという琉球側の事情に理解を示している。

以上をまとめると、銀吹替を願ひ出た薩摩藩の力点は、これは私的経済活動でなく進貢・接貢使、ひいては封王使の維持が目的であると強調するところにあつた。幕閣からの質問に対しては、時間をかけて琉球側と調整しながら慎重に返答しており、その内容は詳細で、白石が審議に加わることを念頭に理論武装をしたのであらう。また銀が粗悪なことにより、進貢・接貢ができなくなつてしまえば、冊封に支障が生じて琉球の存立が崩れることを主張するとともに、江戸上りができなくなると理屈づけている点も特筆すべきである。〔図〕III IVと連関させ自らの主張を押し通そうとしているのである。結果、幕府は封王使を理由に、すなわち琉球の成り立ちを保証するという観点からこれを許し、銀削減でも配慮を見せた。

第三節 正徳四〇五年の書翰改革

——「和之文章」を用いる中山王へ——

宝永七年の尚益王の書翰は先代にくらべて漢文化し、つ

づく正徳四年に使節が持参した尚敬王の書翰も宝永七年に準じるものであつたが、このとき老中から尚敬への返翰に異変があつた⁶⁴。すなわち新井白石の起草によつて、「誠恐不備」↓「茲復」、「奉復中山王閣下」↓「中山王」といったように、尚益への老中返翰(宝永七年一月二三日付、これも白石起草)に比べ文言が薄礼化し、あらたに「大命」「有降」「上眷」の語が用いられるなど、琉球が日本に従属していることがより強く打ち出されたのである。

藩側から老中・阿部正喬へ変更の真意について探りを入れたところ、正徳四年二月九日に阿部は、尚敬書翰に含まれていた「大君」「貴国」「台聽」の三語は好ましくないとの見解を内々に示し、近衛熙子への進上物の目録などについても「今度ハ書式相改真字を用ひ候、此儀ハこなたを奉敬候て如此に候と相見え候、雖然彼国ハ薩州に属し候事に候上ハ、如此之事ハ日本御国風を用ひ候事尤之儀に候間、自今以後、御女儀様江者前々之通ひらかな可然候事、此等之事琉球にて心得候所相違もなくて不叶事に候間、よろしく相心得候様に可然事⁶⁵」とし、平仮名の使用が相応しいとした。「大君」の語を退けていることから察するに、白石の意見を受けてのものであらう。二月一八日には白石と琉球人が江戸で対談しており、前後に、琉球王家(尚の由来、冊封の時の諡)、明清との関係(洪武帝の閩人三六

姓、清への入貢時期、北京の気温、海賊)、政治法制関係(王子・三司官)、経済社会(銭の使用)などについて質疑応答があった。⁽⁶⁶⁾

そして一二月二〇日に、琉球使節の王子は薩摩藩を通して老中に「私共儀今度從中山王使者申付罷下候処、御返翰被成下候、先内々拜見仕候処、御文章之様子先格ニ相替、大命・有降・上眷杯与有之候、御書留も相替、且又宛所中山王与計有之候、然者古来琉球より書来候文言之内、大君・貴国・鈞命・台聽杯与仕来候儀、此度之奉対御返翰候而者御無礼可有之哉与存候⁽⁶⁷⁾」と正式に問い合わせ、以後の国王書翰の書式について指示を仰いだ。これに対し正徳五年の正月付で白石の意を受けた老中達書が薩摩藩に下され、そこには「彼使者相尋候事共は、我国の故実当時の事宜等不相心得候故と相見え候、右書付之趣を以薩州より宜有指南候、但し近例のことく専漢語を用ひ候てハ、御相当の文字を難得事も候ハ、尚貞王(天和二年)以前の例のことく大体我国通用の文字を用ひ候とも、恭敬の礼意に相妨くへき事にも無之候、但し此等之義は彼国にての議定に任せらるへく候事」とある。

このように、白石は正名思想⁽⁶⁸⁾を背景に「相当」を重視し、大君号を退けるとともに、琉球国王の書翰は和漢どちらの文体が相応しいかについては和文を推しつつも、琉球側の

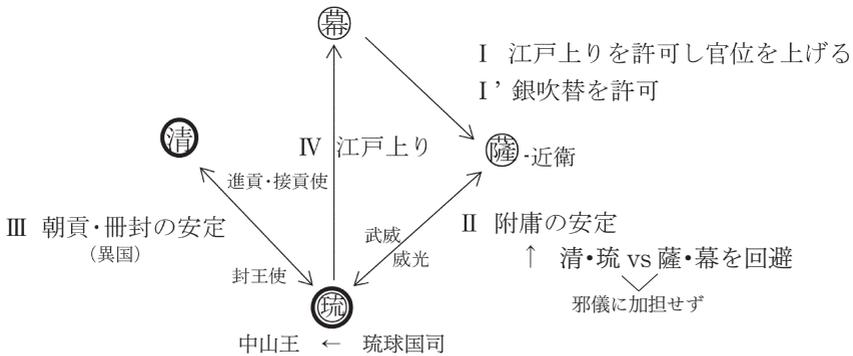
議定を尊重する姿勢を見せた。しかし豊見山和行が指摘するように、これに対し正月二七日付で島津吉貴は阿部に「右書付之趣を以可申付候得共、惣而琉球人之儀、言葉十分難通候付而、子細有之儀者猶以難通候間、第一御相当之文字用候儀付而ハ、心得違之文法茂可有之哉与心遣ニ存候条、此以後ハ漢語を用不申、前々より琉球江一通り致来候小堅文之体ニ和之文章ニ相調、勿論目錄等迄一向和国通用之書式ニ仕候様可申付与存候⁽⁷⁰⁾」と返事をし、藩側の判断で和文にすることが決まり、この和文調の国王書翰は幕末まで続く⁽⁷¹⁾。

これは一面においては、薩摩藩が琉球の「異国」性を強調してきた政策の後退を意味する。他方、白石・老中側が琉球の議定を尊重する姿勢を示したことは、薩摩藩側が見せたかった薩琉関係、すなわち琉球側に主体性があるというあり方が幕閣に認知されていた証左といえよう。

おわりに

本稿では宝永期までに幕府の琉球領有意識が強化され、薩摩藩が巻き返すことで幕薩琉関係が新段階に入ったという紙屋説に対し、事実関係の見直しを進め、宝永正徳期の展開を薩摩藩の都合に幕府が応じたものと読み替え、宝永

図 薩摩藩が強調したい四者関係



正徳期に薩摩藩が強調しなかった琉球をめぐる国際関係を〔図〕に示した。ここではまず、この図に即してまとめておく。

明清交替期に薩摩藩は、清が琉球の宗主たるべき中華帝国であるかに確信が持てなかったが、宝永正徳期にはIIIを所与の前提としており、その中でもIIはひきつづき最重要と見なした。このような認識のもとで幕府に強調したかったのは、清琉の宗属関係の安定(III)

は琉球の成り立ちに関わり、それゆえに幕薩双方ともIIIに介入できないという点である。Iが認められなければIIが崩れ、IIIが強固であるがゆえに危機に陥るかもしれない、Iが認められなければ強固であるべき(琉球の成り立ちに関わる)IIIが崩れ、ひいてはIVも不可能になる。つまるところ、幕府側の出方次第でII III、ひいてはIVは崩れうるので、I、I'で配慮をして欲しいという理屈である。結果、Iは奏効して中将に昇任し、Iも例外的に許可された。幕府が薩摩藩にここまで配慮するのは、もちろん近衛家との関係や大名であったことも関係しようが、それだけではない。

一七世紀中頃以来、ことあるごとに薩摩藩は幕閣に対し、IIIが中山王の成り立ちに不可欠との点を強調してきたことで、歴代の幕閣はその認識を深めた。一方で、冊封について幕閣は詳細な知識は持ち合わせておらず、一七世紀中頃段階の老中・松平信綱の冊封理解や(はじめに)、正徳期に銀吹替に関しa)の基本的な質問を薩摩藩にしたとことに、認識の程度がよく表れている。このように、琉清関係の重要性は認識するものの詳細は知らないという点こそが、薩摩藩が願ひ出を押し通せ、また幕府側が規制をみずから骨抜にしてしまう背景にほかならない。〔図〕はあくまで薩摩藩が見せたかった国際関係なるものであった

が、薩摩藩の恣意から離れた実態が顕在化しえない点にこそ、藩が「口」に介入する近世の特質を見なければならぬのである。

総じていえば、宝永正徳期は慶長一四年（一六〇九）以降、「附庸」と「異国」の二原則が確定した寛永期、そして明清交替にかかわる現実的脅威があった一七世紀中葉につぐ画期と見なせる。そこでは琉球国主・島津吉貴のもと、清との冊封・朝貢関係に裏打された琉球は主体性を持ち薩摩藩に反発しようという点を、薩摩藩は対幕交渉における修辞として有効と認識した。そして〔図〕IIの「附庸」の関係は、琉球の主体性との兼ね合いの中で維持していかねばならず、その陰で多大な努力を払っていることを幕府に強調したのである。このように琉球支配の特殊性・困難性を盾に、幕府に融通を求める図式は、寛政期の琉球使節に伴う拝借金などにも引き継がれ、以後の幕薩琉関係の規定していく。もつとも、実態としては琉球の主体性を踏まえたIIを前提に、III・IVを薩・琉が共同して維持していったと見るべきで、漂流、進貢、日琉関係の隠蔽策、そして「異国」の強調策といった位相において、薩琉の利害関係は合致したのである。

最後に、本稿の論点を押し広げたとき、これまでの近世対外関係史の大枠にどのような肉付けができるかについて、

て、二つの観点から見通しを示す。

将軍と中華皇帝

宝永七年（一七一〇）の琉球使節に対し薩摩藩が釘を刺した文脈で、将軍のことを「大唐ニさへ無御構公方様」（第二章第三節）と表現していることに注目したい。中国皇帝に気を遣わなくてよい将軍の卓越性を藩側は琉球に強調しているわけである。ただしその一方で、家老・島津仲休は吉貴の官位昇進運動を展開する際、「日本官位」と「彼地（清）之官位」は別物であるといいつつ、清側の官位秩序を引き合い出している。すなわち清を引き合いに出すのが幕閣に対し効果的であるとの判断が働いているわけである。実際に老中も正徳五年（一七一五）の銀削減の際、「外国へ差渡候銀数之事に付てハ、他方へ相障り候事」として清の事情に配慮する姿勢を見せていた。

琉球使節が北京においてしきりに三跪九叩頭礼をとっていた事実は、本来、将軍の沽券にかかわると見ることもできよう。しかし実態としては、三跪九叩頭礼が象徴する清の秩序に深く組み込まれた琉球の立場を、藩側は幕閣にむしろ喧伝しようとしている。研究史が指摘するように、清の従属国で、朝鮮に次ぐ地位にある琉球が将軍のもとに参上するという点を、薩摩藩側は最大の強調点にしていた。

表3 武威と威光

	出兵の実現性	現状の維持
武威の研究史	幕府は虚構化 藩により再生産（山本）	武家の矜持、発動前に従わす →18c～民衆へ〔池内〕 礼の秩序（山本）
薩摩藩	琉球出兵も辞さぬ姿勢は強調	対幕（威光弱→官位） 対琉（武威不変）
	武威	→（武威が裏打ちの）威光

上段の2次元の区分は本土による

清の従属国でもあることが將軍權威を傷つけるどころか、將軍にとって誉れであるとさえ藩側が捉えていた節がある。その背景には、武家領主層の清に対する憧憬・畏敬⁸³があったと考えられる。それは、明清交替時の得体のしれない韃靼勢としてでなく、中華帝國としての清への憧憬であり、また、「大唐ヲ討從」えた康熙帝（第二章第二節引用史料）という個人への高い評価に裏打ちされた畏敬であった。このような態度は、明・清の官人が琉球が日本に併合されていることに気づきながらも、皇帝權威に傷を付けるものとして気づかないふりに腐心していたとの夫馬進⁸⁴の理解を踏まえるとき、じつに対照的であるといえよう。

このように幕閣は現実⁸⁵に清を気にし、また薩摩藩側も清の事例を引き合いに出

すのが幕府に対し有効であるとの認識をもっていた一方、薩摩藩にとって將軍は中華皇帝から相対的に自立した「大唐二さへ無御構公方様」であることが望ましく、その將軍を戴く武家領主としての矜持があった。それでも琉球をめぐる諸問題については、清の秩序を犯さぬようにし、清との均衡や整合を意識しなければならないという現実的配慮がなされた。日本型華夷意識／秩序のような発想に、大名側が一辺倒であったわけではなかったのである。⁸⁶

「武威」「威光」による「異国押え」

さらに、本稿を通して見えた「武威」や「異国押え」の実態について、先行研究に引きつけながらまとめおく（表3）（参照）。「武威」を「武力示威外交」と理解した山本博文⁸³は、救明への軍事出動を拒絶するなど、幕府の「武威」は虚構化したものの、將軍への奉公を印象づけたい藩側によって「武威」が再生産されたと論じた。その上で、いわゆる武断政治から文治政治への移行について「武威」から徳へという図式で見通した。一方、池内敏⁸⁴は「威」とは発動前に相手に従わせる力のことであり、これを武家の矜持と理解した上で、そのような「武威」が一八世紀以降、民衆に広がっていく様相を明らかにした。また、荒野泰典が「四つの口」それぞれが担うとした「異国押え」役

について、鶴田啓は対馬藩の事例を検討し、このような軍役が幕府―対馬藩の間で明文化されていたわけではなく、対馬藩側の自己認識としての役の性格に注意を促した。

これらの研究史を本稿の分析結果に引きつけて考えるてみると、一口に「異国押え」といっても、有事に出兵し「押える」次元と、有事が生じないように平時に「押えている」次元があることに留意すべきである。一七世紀から一八世紀にかけて、出兵の現実性が薄れるとともに、現状をどう維持していくかに主関心事が移っていく中で、薩摩藩側の「武威」の捉え方・見せ方にも力点移動が見られる。慶長期のごとき軍事出兵の文脈で「武威」の語が幕府への願書で見られるのに対し、現状維持の次元、すなわち琉球を常日頃から「押えている」状態にしておく文脈においては、官位が下がると「威光」が弱まるというように「威光」（しばしば「威勢」と換言）の語が頻出する。後者は、島津氏の「威光」を値踏みしてくる琉球に、邪儀などを起こさせぬよう「押えている」状態にしておく、という論理であり、そのために島津当主の「威光」、すなわち官位昇進が求められた。薩摩藩は幕府に対して、「威光」が弱まっているので官位を上げてほしいと願いつつ、琉球使節に対しては「御家御代々御武威を以不相易被領来候」（第一章第三節）、すなわち「武威」は不変であると見得を

切っている。このような二枚舌こそが、「武威」「威光」を通してみえる幕薩琉関係の特質である。

以上のような「武威」「威光」による「異国押え」という薩摩藩の理屈は、自己主張であるという点において、対馬藩の「押えの役」や津軽藩や平戸藩の事例に通じる。薩摩藩は官位昇進を理屈立てるにあたって、「長崎御奉行衆前々ハ無官ニ而候得共、何年前々ニ而候哉、異国人御仕置之場所故諸大夫ニ被仰付候」として「異国人御仕置」を担う長崎奉行の官位が上げられた先例や、朝鮮人が琉球をどう見ているかという視点（第二章第二節）などを持ち寄っている。体系的なものではなく、藩側がその時々都合により便利な先例を持ち出す中で、長崎・朝鮮（対馬）・薩摩という「三つの口」に近い把握の仕方が表出するのである。

(1) 木土博成「琉球使節の成立―幕・薩・琉関係史の視座から―」、『史料』九四、二〇一六年。

(2) 木土博成「海禁政策は琉球を対象とするか」（『歴史学研究』九六七、二〇一八年）。

(3) 渡辺美季「近世琉球と明清交替」（同『近世琉球と中日関係』吉川弘文館、二〇二二年、初出二〇〇九年）。

(4) 真栄平房昭「一七世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球」（同『琉球海域史論 上』榕樹書林、二〇二〇年、初

出二〇〇〇年)。

(5) 渡辺前掲「近世琉球と明清交替」。

(6) 崎原貢「渡唐銀と薩琉中貿易」(『日本歴史』三二三、一
九七五年)、梅木哲人「薩摩藩の琉球貿易」の成立と銀の
問題」(同『近世琉球国の構造』第一書房、二〇一一年、
初出二〇〇二年)。

(7) 紙屋敦之「幕藩体制下における琉球の位置―幕・薩・琉
三者の権力関係―」(同『幕藩制国家の琉球支配』校倉書
房、一九九〇年、初出一九七八年)。(4) 中山王復号が白石
の意向によるとする見解は、紙屋「中山王から琉球国司
へ、そして中山王へ」(同『東アジアのなかの琉球と薩摩
藩』校倉書房、二〇一三年、初出一九九一年)による。

(8) 山本博文「武威の構造」(同『鎖国と海禁の時代』校倉
書房、一九九五年)。なお、山本は「琉球の高を島津氏の
役賦課に加えることに積極的だったのは島津氏の側であつ
て、これはむしろ島津氏の琉球領有確立のためのデモン
ストレーションと見た方がよい」とも述べるが、おそらく享
保期の史料を典拠としており、宝永五年(一七〇八)から富
士山噴火の国役高金・猿楽配当米に琉球高が込められたの
は、幕府の主導によるものと思われる(島津吉貴昇進次第
一卷帳、島津家文書、東京大学史料編纂所蔵)。「家宣が
將軍になった時も、慶賀使派遣を無用」と幕府がしたとい
う山本の理解には異論があるが、「幕藩制における琉球の
位置づけや必要性が低下して」おり、幕閣は薩摩藩の説明

を受けるまで琉球使節の効能を認識していなかったとする
指摘は重要である。

(9) 木土前掲「琉球使節の成立」。

(10) 豊見山和行「冊封関係からみた近世琉球の外交と社会」
(同『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、二〇〇四年、
初出一九八八年)。同著「結」において豊見山は、長崎送
還体制からの離脱以外にも、尚寧王の日明斡旋の拒否、刑
罰執行権、一八世紀の年貢増徴策や船法で薩摩藩の譲歩の
引き出し、を琉球の政治的主体性の実例としてあげる。

(11) 渡辺美季「中日の支配秩序と近世琉球」(同前掲『近世
琉球と中日関係』所収、初出二〇〇六年)。

(12) 「明清交替之節琉球之儀御伺一件」(島津家文書、東京大
学史料編纂所蔵)。

(13) 引用は豊見山前掲「冊封関係からみた近世琉球の外交と
社会」より。渡辺前掲「中日の支配秩序と近世琉球」参
照。なお、幕府側が薩摩藩側の懸念をよそに清俗をやむな
しと判断した点については、武力衝突の回避(紙屋敦之
「対明政策と琉球支配―異国から「異国」へ―」、同前掲
『幕藩制国家の琉球支配』所収、初出一九八九年)、武威の
虚構化(山本前掲「武威の構造」、家綱政権は外交問題回
避(松尾晋一「幕府対外政策と東アジア再編―異国船問題
の政策継承―」、『歴史学研究』九二四、二〇一四年)、と
いった文脈で説明されてきたが、琉球の特殊性も背景にあ
るように思われる。すなわち、幕府にしてみれば琉球は島

津氏の「附庸」であり(なので島津氏に一義的な責任がある)、またもとから「異国」である(なので「異国」風俗が別の「異国」風俗に替わるだけである)という二つの安全弁が働いたのではなからうか。

(14) 山田哲史「琉球国王の薩摩藩主に対する忠誠の論理に関する研究ノート―王位継承過程と起請文前書の考察―」(『史料編集室紀要』二四、一九九九年)。

(15) 林匡「島津吉貴の時代」(『黎明館調査研究報告』二二、二〇〇八年)。

(16) 林前掲「島津吉貴の時代」。

(17) 木土博成「島津氏の参勤に対する大坂「船除」」、『大阪歴史博物館研究紀要』一三、二〇一五年)。「船除」は、大名や琉球使節が乗った船が大坂に出入りする際、幕府役人が民間船を除ける行為を指す。

(18) 高埜利彦『元禄・享保の時代』(集英社、一九九二年)、深井雅海『綱吉と吉宗』(吉川弘文館、二〇一二年)。

(19) 山本前掲「武威の構造」、池内敏「大君外交と「武威」」(名古屋大学出版会、二〇〇六年)。

(20) この点、対馬藩の「朝鮮押えの役」は幕藩間で明示されたものではなく、対馬藩の自己認識に過ぎないとした鶴田啓「朝鮮押えの役」はあつたか(佐藤信・藤田寛編『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、二〇〇七年)参照。

(21) 梅木哲人「琉球使節と国王書翰―「幕藩制のなかの異

国」の構造―(同前掲「近世琉球王国の構造」所収、初出一九八五年)は、琉球国王の「即位について幕府の意向」があつた例を挙げるが、典拠史料(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一―二四三、以後、「追録』〇一〇と略記)の「遠慮」の主体は島津光久であり、誤った評価であろう。

(22) 真栄平前掲「一七世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球」。史料は内閣文庫「琉球人来朝先例」寛文一三年(一六七三)六月一日付。

(23) 「琉球関係文書」(島津家本、東京大学史料編纂所蔵)、梅木前掲「薩摩藩の琉球貿易」の成立と銀の問題」。

(24) 本節は林前掲「島津吉貴の時代」参照。

(25) この時の家老・島津仲休(忠雄)の認識では、「柳沢出羽守様・阿部豊後守様其外、此御方御家筋之儀得与御内意二而被聞召届候故ニ茂候哉」(元禄一三年(一七〇〇)二月一〇日付国許家老衆宛島津仲休書状、「追録」二一六八六)、すなわち柳沢吉保らに近衛由緒を理解してもらったことが内願成功に繋がったという。なお、仲休は明和期の逸話集「盛香集」の中で「島津帯刀頼智之事」として立項されるなど、機転が利く人物として後世に知られる。

(26) 「以彼娘可嫁孫垂相旨所望之由申之：此事余并(近衛帯下)右府相共嫌之子細有之、但於薩摩守家者不混他武士由」(「基熙公記」、宮内庁書陵部蔵写本、元禄一三年三月八日条)。久保貴子「基熙公記」にみえる公家と大名―公武関係研究の基礎作業―(瀧澤武雄編『論集中近世の史料と

方法」東京堂出版、一九九一年。

(27) 『追録』二二〇三五。林前掲「島津吉貴の時代」参照。

なお、屋良健一郎「近世における琉球人の日本漂着」（島村幸一編『琉球船漂着者の「聞書」世界―『大島筆記』翻刻と研究―』勉誠出版、二〇二〇年）は、薩摩藩による陳状が琉球側の要望を受けてなされた可能性を指摘する。

(28) 木土前掲「島津氏の参勤に対する大坂「船除」」。

(29) 『追録』二一九四四。

(30) 李咳鎮「訳官使の役割拡大と接待儀礼」（『朝鮮学報』二五四、二〇二〇年）。

(31) 紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」、山本前掲「武威の構造」。横山學「琉球国使節の展開」（同『琉球国使節渡来の研究』吉川弘文館、一九八七年）も「承諾を渡る幕府」としている。史料は『追録』二二七六四。

(32) 山本前掲「武威の構造」では紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」が「島津氏の「御威光」としたこの部分を「幕府の「御威光」と解すが、その前の「此御方御威光」や注(8)前掲「島津吉貴昇進次第一巻帳」との整合から島津氏の「御威光」と解せ、その後の「日本之御威光」とは区別すべきである。

(33) 「島津吉貴起請文差上次第一巻帳」（島津家文書、東京大学史料編纂所蔵）。

(34) 紙屋敦之「琉球使節の江戸上り」（同『大君外交と東アジア』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九〇年）、山本

前掲「武威の構造」。

(35) 林前掲「島津吉貴の時代」。

(36) 注(8)前掲「島津吉貴昇進次第一巻帳」。

(37) 『寛政重修諸家譜』参照。

(38) 注(8)前掲「島津吉貴昇進次第一巻帳」。同史料には次の「覚」がある。

琉球中山王両使者当秋召列参府仕筈御座候、琉球之儀者大唐二而茂第二番之国王二而候処、代々家来仕来候、仕置之儀者高祖父中納言代不相替申付候得共、官位輕候得者、私家之威勢茂衰候哉与琉球人共氣を附不足之色茂有之、畢竟無締之方ニ茂罷成候而者迷惑之至存候、亡父薩摩守儀家督九年目官位被 仰付候、私儀者家督被 仰付七年罷成候故、未昇進之願申上筈ニハ無御座候得共、異国方御仕置近年猶以被入御念御儀候、私領国ハ別而異国ニ相掛候儀外ニ類格茂無之候、今度琉球使者召列候付而ハ、琉球仕置之詮罷成候条、右之分を以御取分、琉球使者参着候御官位昇進被仰付候様奉願度存候、往々琉球人不足之存念無之候得者、弥仕置堅固ニ而首尾宜御座候、依之右之通奉願候間、可然様奉願候、以上、

（宝永七年（二七一〇）四月十一日 御名^{〔島津吉貴〕}

(39) 「近衛家藏書」（島津家本、東京大学史料編纂所蔵）。当史料については、林前掲「島津吉貴の時代」に言及がある。

(40) なお、林前掲「島津吉貴の時代」では、「先の主張（引用

者・近衛への執り成し依頼でなされた主張)が聞き届けられた形」と評価するが、昇進理由は正式には「琉球人不相替召列御機嫌被 思召候、依之」(『追録』二二三〇一九)である。藩の論理(困難な琉球支配遂行により琉球人の目前で昇進)は仮に考慮されたとしても、幕藩関係の中で公示され得なかった。官位昇進をめぐる藩の論理と幕府の論理の相違については、堀新「岡山藩と武家官位―池田綱政の少将昇進をめぐる―」(『史観』一三三、一九九五年)。

- (41) これが「強調」であって「強制」でない点については、豊見山和行「江戸上り」から「江戸立」へ―琉球使節像の転回―(『琉球使節、江戸へ行く!』沖縄県立博物館・美術館、二〇〇九年)が明確に指摘している。

- (42) 「問部日記」(内閣文庫)宝永七年一月二五日条「薩摩守儀近衛殿江御由緒有之三付、此度献上物仕度旨(高松)中山王願之由薩摩守伺之上」。

- (43) 横山前掲「琉球国使節の展開」。

- (44) 「島津家歴朝制度」一三七八九(『藩法集八 鹿児島藩、都城島津邸蔵本にて校訂』)。

- (45) 紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」。

- (46) 深井前掲「綱吉と吉宗」(一〇八頁)。

- (47) この背景には、琉球の制度・儀礼面における中国化(豊見山和行「祭天儀礼と宗廟祭祀からみた琉球の王権儀礼」、同前掲「琉球王国の外交と王権」所収、初出一九九二年)が考えられ、このような中国化が一六八三年の冊封使を契

機にしていたことが渡辺美季「隠蔽政策の展開と琉清日関係」(『琉大史学』二〇、二〇一八年)で指摘されている。

- (48) 紙屋敦之「琉球国司考―鎖国制下の琉球支配―」(同前掲「幕藩制国家の琉球支配」所収、初出一九八三年)、紙屋前掲「中山王から琉球国司へ、そして中山王へ」。

- (49) 「正徳式辰年 琉球江問合抜 国司様中山王と唱王子御当地二而茂王子と唱候様被仰渡候一件」(琉球国王尚家関係資料、那覇市歴史博物館蔵。本段落の史料引用は当史料による)。

- (50) 宝永七年四月に東照宮を薩摩南泉院に勧請した際、島津吉貴は「大願主 薩隅日三州太守 兼琉球国主 従四位下行 左衛権少将 源吉貴朝臣」(『追録』二二二九二九)と記している。正徳二年(一七二二)九月に薩摩不断光院へ徳川綱重位牌を遷座した際も同じく、「大願主 薩隅日三州太守 兼琉球国主 左近権中将行従四位上 源吉貴朝臣」(『追録』三一八五)とある。

- (51) 『追録』三二七八。

- (52) 真栄平房昭「琉球貿易の構造と流通ネットワーク」(豊見山和行編『日本の時代史一八 琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、二〇〇三年)。

- (53) 上原兼善「近世初期・中期の琉球貿易概観」(同「近世琉球貿易史の研究」岩田書院、二〇一六年)。

- (54) 『追録』三二二一〇。

- (55) 『追録』三二三八・三三九。

(56) 正徳三年七月「白石建議」に「朝鮮も琉球も大清国への貢物に仕来り候事故、貢物の数減じ候ては其国の難儀たる由を申候欝、此事万々に其事なき事に候、すべて諸国より中国へ貢物の品は古より定りたる事共に候、其国よりも出ざる物を以て貢物とし候事はなき事に候、朝鮮・琉球我國の銀をもとめ候事は、中国と交易の利をもとめ候ためにて候、しかるを対州・薩州のものども如此に申候事は彼国のもものども欺かれ候欝、又は対州・薩州のものども上を欺き申す欝の間たるべく候」とある(『新井白石全集六』、国書刊行会、一九七七年)。田代和生「輸出銀をめぐる諸問題」(同『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年)参照。

(57) 『追録』三二二四一。この吹替は無歩、すなわち増えた分の正銀は幕府が負担した模様である。田代前掲「輸出銀をめぐる諸問題」によると、対馬藩の吹替も無歩であった。

(58) 紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」。

(59) 『追録』三三三九八。五〇〇〇字を超える詳細な内容で、朝貢使の北京での様子について、「皇帝江使者拝礼之次第者前日提督と相触、礼部之下官并兵数拾扈、琉球使者を警固仕登城、諸官人庭上ニ祇候、皇帝太和殿江出御、琉球之正使・副使三品之席ニ進三跪九叩頭之拝礼仕候、都通事・河口通事も相附四品之於席三跪九叩頭之拝礼仕候、入御之後諸官人と一面ニ庭上列座仕、満州茶被下退出仕候」などとある。

(60) 『追録』三三三九九。

(61) 『追録』三一五九七。

(62) 梅木前掲「薩摩藩の琉球貿易」の成立と銀の問題」。

(63) 『追録』三一五九九。

(64) 本段落は、豊見山和行「江戸幕府外交と琉球」(同前掲「琉球王国の外交と王権」所収、初出一九八五年)、紙屋前掲「琉球使節の江戸上り」参照。書翰の内容は「琉球資料」(東京国立博物館蔵)によつた。

(65) 『追録』三三四三四。

(66) 「白石先生琉人問対」(宮崎道生「琉球研究とその知識」、同『新井白石の洋学と海外知識』吉川弘文館、一九七三年)。

(67) 『追録』三三四四六。

(68) 『追録』三三四六五。

(69) 大川真「新井白石の王権論」(同『近世王権論と「正名」の転回史』御茶の水書房、二〇一二年)。

(70) 『追録』三三四六九。

(71) 豊見山前掲「江戸幕府外交と琉球」。

(72) 山本前掲「武威の構造」で、幕閣が琉球の重要性を認識していなかったと指摘するものこの点に關わろう。なお、朝貢貿易の内実といった点について薩摩藩側の知識も乏しく、琉球側の協力なくしては幕府の質問に返答することが不可能であつた(第三章第二節)。

(73) 新井白石は享保四年(一七一九)に「南島志」を著すな

ど、江戸時代の琉球研究の最高峰として名高いが、白石をもつてしても、琉球情報の仕入れ先の大部分は薩摩藩への問い合わせや琉球使節との面談を通してであり、そこに薩琉にとって不利な情報が含まれることはなかった。正徳の銀吹替をめぐって、白石は薩摩藩の理屈が自藩の利益誘導をはかる強引な主張であるとの感を強めるも(注(56)参照)、薩摩藩の主張が具体的にどう違うかを証明することはできなかったのである(むろん、白石の政治力の限界も関わる)。白石の琉球認識については、宮崎前掲「琉球研究とその知識」、真栄平房昭「近世日本における海外情報と琉球の位置」(同『琉球海域史論 下』榕樹書林、二〇二〇年、初出一九九〇年)参照。

(74) 紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」。

(75) 「(前欠)式礼ニ仕者ニ而御座候、(引用者)皇帝が北京で琉球人の音楽上覧之節罷出衆之差引仕候者共茂任三品置たる者共ニ而、常二大清江使者ニ差渡候者右格之者ニ而、大清王江目見得之節茂三品之席ニ而拜礼仕由御座候、日本官位之階級者強彼地之官位ニ被准儀ニ而者無之由候得共、彼表之儀遮而官位を恐責申事候得ハ、琉球人心底是又難計氣之毒此事御座候…」(正徳四年、「島津仲久」^(体)幕府ニ提出セシ内願書」、島津家本、東京大学史料編纂所蔵)。

(76) 『追録』三一九九。

(77) 注(59)参照。

(78) 紙屋前掲「幕藩体制下における琉球の位置」。

(79) さしあたり、大庭脩『徳川吉宗と康熙帝』(大修館書店一九九九年)参照。

(80) 岩井茂樹「清代の互市と「沈黙外交」」(同『朝貢・海禁・互市』名古屋大学出版会、二〇二〇年、初出二〇〇七年)によれば、白石は康熙帝が「英雄」視されていることに言及している。

(81) 夫馬進「一六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交—東アジア四国における冊封、通信そして杜絶—」(同『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大学出版会、二〇一五年、初出二〇〇八年)。

(82) 渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」(同前掲『近世琉球と中日関係』所収、初出二〇〇五年)によれば、薩摩人と琉球人が同乗した薩摩船が中国に漂流し、寛保二年(一七四二)に長崎に送られた事件を受け、取り調べの過程で薩摩藩側は長崎奉行に対し、清の官人の前で「琉球人の「日本人」化」工作を行った背景(＝日琉関係の隠蔽)を説明している。ことが將軍の限界性に関わるだけに、またとりわけ琉球には「無御構」將軍を強調してきた手前、藩の担当者ははつの悪さを感じたことであろう。このように、日琉関係の隠蔽策があくまで薩琉間の合作でしかなく、渡辺が「幕府に至っては認知すら不確か」と評す背景には、隠蔽策が將軍の限界を示しようとの薩摩藩側の認識があり、そのため幕府との共有を極力避けたからではないか。なお、宝永七年に薩摩藩が琉球側に釘を刺した文

脈で、使節を冷遇したら「異国」にそのことが漏れ批判にさらされることを幕府は回避しようとしている、と述べた部分(第二章第三節)や、薩摩藩側が正徳期に幕府の五箇条の質問に答える中で、「大清之代移候而者各別ニ引替、日本江致通融候段者存何様之内慮候哉、官人共より者日本通融之沙汰不仕、進貢使之取持明之代よりハ会釈段々丁寧申付」(注(59)史料、ルビ引用者)と述べた部分からも、日琉関係の隠蔽が薩琉にとつて、幕府と共有すべき性質の事柄ではなかったことが示唆される。

(83) 山本前掲「武威の構造」。

(84) 池内前掲『大君外交と「武威」』。

(85) 鶴田前掲「朝鮮押えの役」はあつたか」。

(86) 起請文に「琉球国之儀背仕置雖企邪儀候荷担任間敷事」が初めて記された延宝期には、明清交替を受けた琉球側の何らかの「邪儀」がまだ現実味を帯びていたが、この文言は宝永七年の官位昇進願に際しては琉球の扱いにくさを説明する際の修辭と化している(第二章第一節)。一八世紀初頭の段階においては、康熙帝との軍事衝突(注(39)史料)を示唆するなど、薩摩藩が清の脅威を煽っている側面が強い。

(87) 浪川健治「藩政の展開と国家意識の形成―津軽藩における異民族支配と「北狄の押へ」論―」(『日本史研究』二二七、一九八二年)、吉村雅美『近世日本の対外関係と地域意識』(清文堂出版、二〇二二年)。

(88) 鈴木康子「貞享く元禄期長崎奉行制度の変化―長崎奉行定員の推移と叙爵を中心として―」(同『長崎奉行の研究』思文閣出版、二〇〇七年、初出二〇〇五年)、紙屋前掲「琉球使節の江戸上り」。

〔付記〕本稿はJSPS科研費20K13177の成果の一部である。

(京都市左京区吉田本町 京都大学文学研究科)

〈討論と反省〉

議論は、Googleフォームを利用し、オンライン上で実施され、東谷智氏を司会として、松尾報告、木土報告、共通討論の順に進められた。以下にその要旨をまとめたが、構成の都合上、発言の順番を少し入れ替えた箇所もある。

まずは松尾報告について、矢部家崇氏より基本的な事実確認がなされた。幕末期、老中阿部正弘が目付の大久保忠寛を長崎奉行に任命した際、石高の違いなどを挙げて大久保がこれを断ったという事例などが知られている。ゆえに、小身旗本の少なくない長崎奉行では、国持クラスの多い「長崎御番」の大名たちに十分な威令が行われないこともあったのではないかと、という質問に対し、松尾氏は、黒印状発給に基づく將軍の名代として軍事指揮権を有していたため、たとえ石高が少なかったとしても対応せざるを得